

平成 27 年版

名古屋市

青少年交流プラザ年報

子ども青少年局

目 次

I	目的	1
II	経緯	1
III	施設のあらまし	
	1 青少年交流プラザ（本館）	
	① 施設概要	2
	② 平面図	3
	2 青少年宿泊センター（分館）	
	① 施設概要	4
	② 平面図	5
IV	平成 26 年度事業基本方針	
	1 目標	6
	2 事業推進の具体的な方向	6
V	平成 26 年度事業報告	
	1 人につながる支援	8
	2 地域・まちにつながる支援	13
	3 地域・まちに働きかける支援	15
	4 その他	17
V	平成 26 年度利用状況	
	1 青少年交流プラザ(本館)	19
	2 青少年宿泊センター(分館)	21
VI	参考資料	
	1 名古屋市青少年交流プラザ条例	
	2 名古屋市青少年交流プラザ条例施行細則	

I 目 的

社会性・主体性に富み、人間性豊かで活力あふれる青少年の育成を図ることを目的とする。

II 経 緯

平成 15 年に「次世代育成支援対策法」が制定され、地方公共団体の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することとされた。名古屋市においても平成 18 年度から、少年から青年までを次世代育成の対象と位置づけ、次世代育成を総合的かつ機動的に進めるための新局として「子ども青少年局」が新設された。

また、「名古屋市次世代育成行動計画（なごや 子ども・子育てわくわくプラン）」が策定され、「青少年交流プラザ」の開設もプランに位置付けられた。

こうした中、平成 11 年度に「名古屋市青年の家運営審議会」から答申を受けて以来、進めてきた都市型青年の家の統廃合（北・瑞穂・熱田・中村青年の家の廃館）が平成 18 年度をもって終了し、平成 19 年度に北青年の家の跡地に青少年の自立支援を含めた青少年のための総合的な施設として「青少年交流プラザ」が開設された。

さらに、平成 21 年度からは、「宿泊青年の家」を「青少年宿泊センター」に名称変更し、青少年交流プラザの分館と位置付けるとともに、同センターに指定管理者制度を導入した。また、平成 26 年度からは分館を活用した事業も含め本館である「青少年交流プラザ」にも指定管理者制度を導入した。

Ⅲ 施設のあらまし

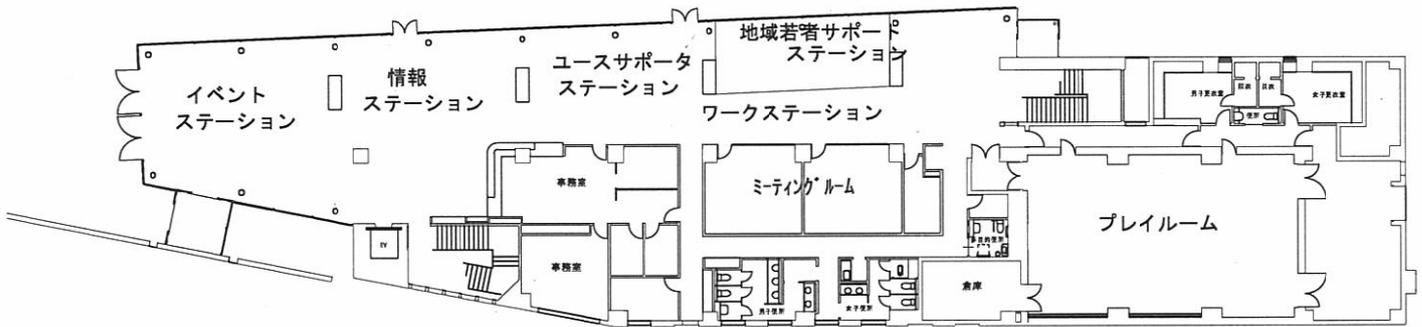
1 青少年交流プラザ（本館）

① 施設概要

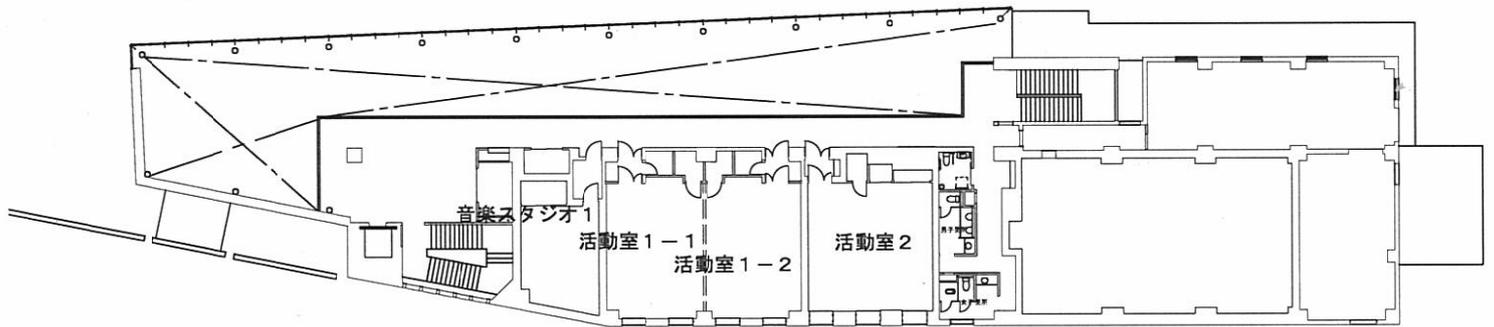
名称	名古屋市青少年交流プラザ（愛称：ユースクエア）					
所在地	〒462-0845 名古屋市北区柳原三丁目6番8号					
電話・FAX番号	(052) 991-8440・(052) 991-8441					
メールアドレス	yousquare758@zm.commuja.jp					
ホームページ	www.yousquare.city.nagoya.jp/					
開館年月日	平成19年7月7日					
開館時間	9:00～21:30（有料施設の利用は9:30～21:30）					
休館日	毎週月曜日（月曜日が休日の場合は、その週の最初の平日、小中学校の夏休み期間は臨時開館あり） 12月29日～翌年1月3日					
建物の構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階建					
敷地面積	2,912.17㎡					
建物延面積	2,294.97㎡					
総工費	873,434千円					
施設内容 （部屋名・面積・定員）	1階	部屋名	面積	定員	その他施設	
		ミーティングルーム1	31.19㎡	16人		
		ミーティングルーム2	31.19㎡	16人		
	2階	プレイルーム	169.81㎡	120人	更衣室・シャワー室	
		活動室1	区画する場合	48.89㎡	15人	更衣室
			区画しない場合	97.78㎡	30人	更衣室
		活動室2	65.68㎡	20人	更衣室	
	3階	音楽スタジオ1	34.78㎡	10人		
		活動室3	区画する場合	48.89㎡	15人	更衣室
			区画しない場合	97.78㎡	30人	更衣室
活動室4		65.68㎡	20人	更衣室		
その他の施設	1階 オープンスペース	なごや若者サポートステーション イベント・情報・ユースサポーターステーション				
	駐車場	31台（身障者用1台含む）				
付属設備	プレイルーム	舞台・照明・音響設備一式、ピアノ、キーボード等				
	音楽スタジオ	ドラムセット、アンプ、キーボード、マイク等				
付近図				<p>最寄り駅 地下鉄「名城公園」下車 ①番出口北東へ 約500メートル</p>		

2 平面図

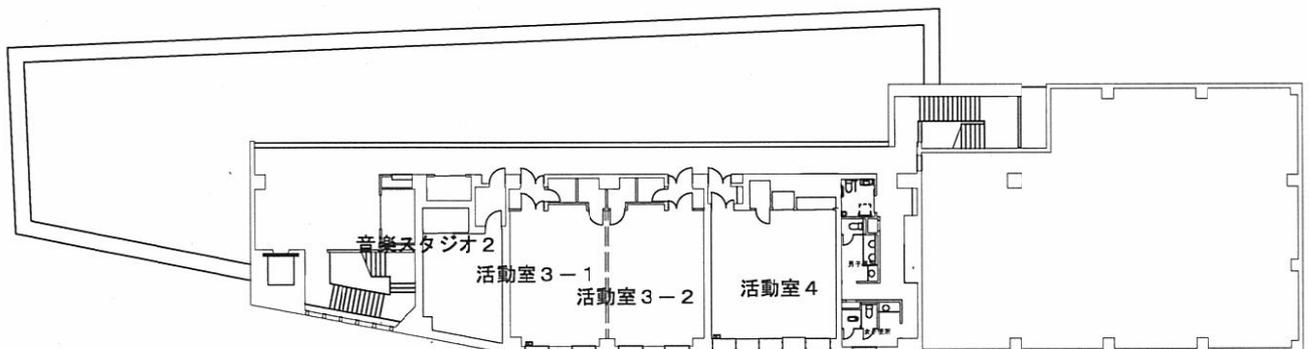
1 階



2 階



3 階



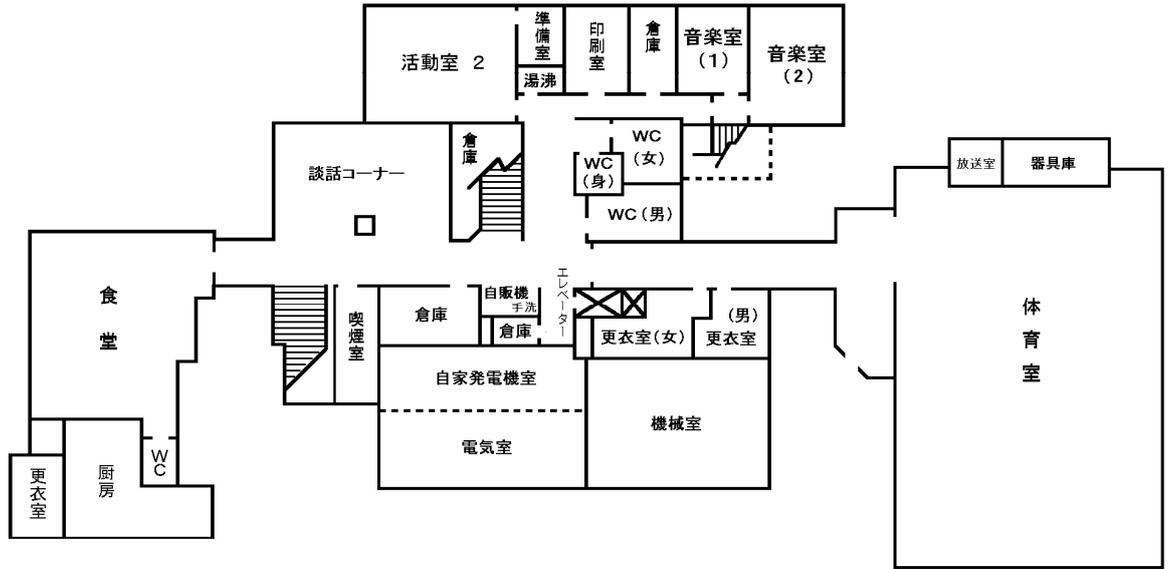
2 青少年宿泊センター

① 施設概要

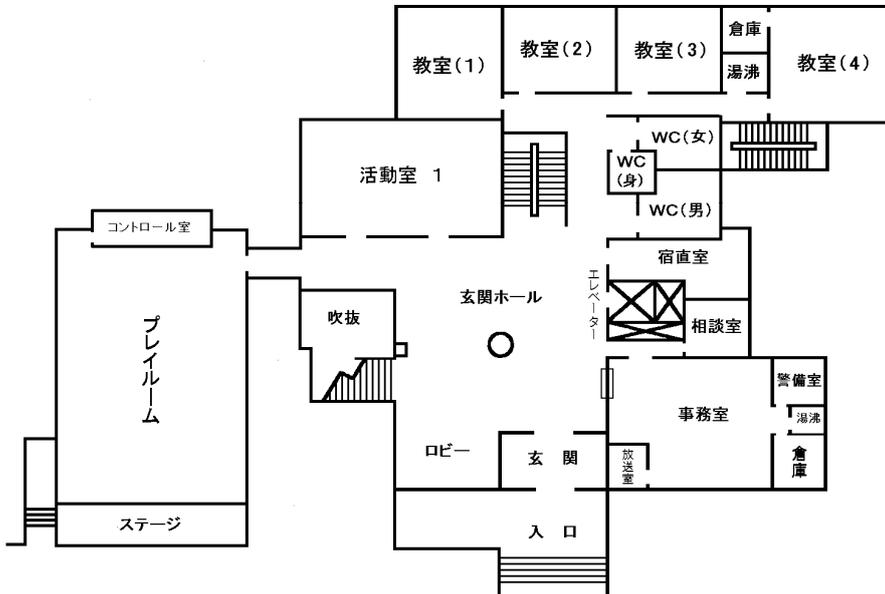
名称	青少年宿泊センター							
所在地	〒459-8001 名古屋市緑区大高町字蝮池 4 番地の 6							
電話・FAX番号	(052) 624-4401・(052) 624-4403							
メールアドレス	shukusen@mc.ccnw.ne.jp							
ホームページ	www.yousquare.city.nagoya.jp/shukusen/							
開館年月日	平成21年4月1日(宿泊青年の家としては、昭和58年6月5日)							
開館時間	9:00~21:00 ただし、宿泊室利用は16:30~翌日の9:00							
休館日	月曜日(休日は除く)、休日の翌日(土・日・休日は除く)、 12月29日~翌年1月3日 ※原則として小中学校の夏休み、冬休み(12月29日~翌年1月3日は除く)、春休みは無休で開館							
建物の構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階建							
敷地面積	5,301.23㎡							
建物延面積	3,430.07㎡							
総工費	971,986千円							
施設内容 (部屋名・面積・定員)	1階	活動室 2	70.38㎡	30人	3階	大浴場	51.06㎡	
		音楽室 1	26.87㎡	12人		小浴場	29.64㎡	
		音楽室 2	38.47㎡	15人		301(洋室)	41.53㎡	6人
		談話コーナー	72.77㎡			302(洋室)	26.61㎡	6人
		図書資料室	21.69㎡			303(洋室)	26.61㎡	6人
		印刷室	16.82㎡			304(和室)	12.5畳	6人
		更衣室(2室)	44.08㎡			305(和室)	12.5畳	6人
		体育室	567.25㎡	500人		306(和室)	42畳	20人
	2階	食堂	86.32㎡	60人	4階	401(和室)	6畳	3人
		教室 1	37.73㎡	24人		402(〃)	6畳	3人
教室 2		26.61㎡	14人	403(〃)		12.5畳	6人	
教室 3		26.61㎡	14人	404(〃)		12.5畳	6人	
教室 4		52.56㎡	36人	405(〃)		12.5畳	6人	
活動室 1		80.19㎡	30人	406(〃)		12.5畳	6人	
プレイルーム		187.20㎡	120人	407(〃)		21畳	10人	
相談室		13.14㎡		408.9(〃)		42畳	20人	
玄関・ロビー等	337.59㎡		410(〃)	21畳		10人		
				—		宿泊室全体定員		120人
駐車場				30台(身障者用1台含む)				
付属設備	グランドピアノ、アップライトピアノ							
付近図							<p>最寄り駅 JR「南大高」駅</p>	

名古屋市青少年宿泊センター平面図

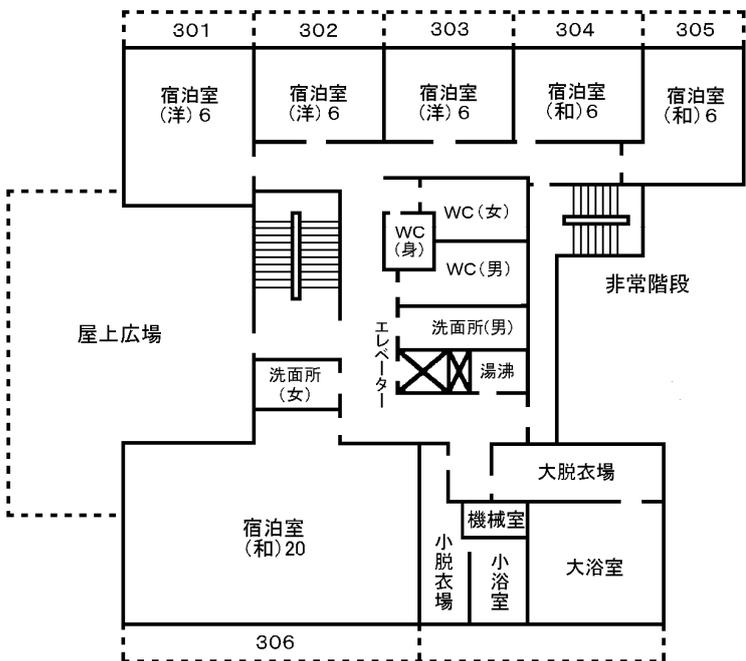
1 F



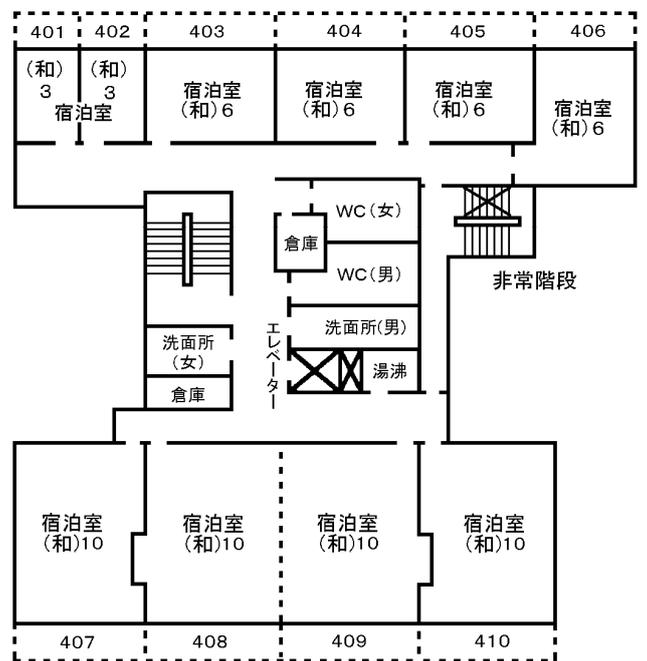
2 F



3 F



4 F



IV 平成26年度事業基本方針

1 目標

社会性・主体性に富み、人間性豊かで活力あふれる青少年の育成を図るため、社会参加、世代間交流等の多様な体験・交流を取り入れた事業を行うことを通して、地域やまちで活躍する青少年の育成を目指した事業を展開する。

2 事業推進の具体的な方向

一層目の「人につながる支援」、二層目の「地域・まちにつながる支援」、三層目の「地域・まちに働きかける支援」、という三層にわたる支援を具体的に展開し、青少年が社会的に自立するために発達段階に応じた切れ目のない連続的、重層的な支援を進める。

(1) 一層目：人につながる支援

青少年が他者との関わりの中で受け止められ、安心して過ごすことができ、活動できるよう支援する。

① 青少年の居場所づくり

青少年が気軽に立ち寄り安全に安心して過ごすことができるよう、居場所としての環境整備等を行う。

児童館における「中高生居場所づくり事業」等との連携を図る。

② 人につながるワークショップ

個々の青少年が自己を認め大切にし、他者とのかかわりの中で自信を持って生きていくことができるよう支援する。

青少年が自己や他者を理解したり、コミュニケーション力をつけたりして、人につながる素地を作るための支援をする。

③ 若年者自立支援事業

若者が就労に必要な能力を身につけることを支援する。

青少年が他者と関わりながら様々な体験や活動をすることで、自立することを支援する。

(2) 二層目：地域・まちにつながる支援

青少年が地域やまちに接点を持ち、地域やまちの取り組みに参加することを支援する。

① 青少年育成サポーターの養成

プラザが実施する事業に関わる中で、地域やまちにつながり、地域やまちの取り組みに貢献する青少年育成サポーターを養成する。

② プラザ事業への参加・参画事業

青少年の社会参加体験活動や青少年相互の交流、青少年と他の世代との交流などのプラザ事業を、青少年が主体的に企画運営することを通して、地域やまちとつながりながら参加・参画できる機会を提供する。

③ 地域活動への参加・参画事業

青少年の力や活動を生かして、地域や商店街等の事業や取り組みに関わり、参加・

参画することで、他世代との交流を図り、地域活動やまちづくりに貢献することを支援する。

(3) 三層目：地域・まちに働きかける支援

青少年が主体的に参画したり、地域やまちに対する意見を表明したりすることを支援する。

① 課題発見・参画ワークショップ

青少年が地域やまちの一員として、よりよい社会形成に向けた課題解決や提案をするなど主体的な参画を促す。

② 青少年の自主活動推進事業

青少年の自主的な活動を支援するとともに、地域活動やまちづくりに貢献することを支援する。

(4) その他

① 広報・情報事業

青少年交流プラザの情報や青少年の活動の様子を発信する。

青少年に関する情報を収集・提供し相談に応じる。

プラザの事業を展開する上で必要となる青少年の課題やニーズ等を把握する。

② 各種団体・施設等との連携

青少年への三層支援において、児童館を始めとした各種施設や団体等と連携・協働する。

青少年育成に関する研修会を企画、実施する。

V 平成26年度事業報告 注：☆は分館を活用した事業

1 人につながる支援 【一層目】

(1) 青少年の居場所づくり

事業名	実施日	内容	回数	企画・運営 青少年	参加・活動 青少年	一般 参加者
居場所としての 環境整備		ゲーム類の配備や3D プリンターの設置				
プラザから始まる リスタートサロン	5月8日(木)～ 3月5日(木) (原則第1木曜)	平日の日中に居場所 を求めている若い世 代のニーズをはかる とともに途切れたキ ャリアを繋ぎなおす 支援	11		43	
ユースマイスター 認定制度	4月17日(木)～ 9月18日(木) 10月18日(土)☆ ～3月21日(土) ☆ (原則第3土曜)	青少年の居場所とし て、自身の特技など を披露する場を提供 するとともに特技につ ながりうる活動を紹 介し、育成サポーター の登録促進	12		33	10

事業名	実施日	内容	回数	企画・運営 青少年	参加・活動 青少年	一般 参加者
放課後はユースカフェで輝こう	4月15日(火)～ 3月24日(火) (原則第2・4火曜) ただし、以下除く 6月28日(土) 7月6日(日) 9月13日(土) 9月27日(土) 10月25日(土) 11月1日(土) 11月22日(土) 11月24日(月・祝) 11月29日(土) 12月9日(土) 12月14日(日) 12月23日(土) 1月12日(月・祝)	放課後にユースカフェ運営キャストの準備等を通して、職業観・勤労観の涵養	32	63	29	16
放課後はユースカフェで輝こう(西児童館ナイト祭り参加)	8月7日(木)	西児童館にて、放課後にユースカフェ運営キャストの準備等を通して、職業観・勤労観の涵養	1	1	40	
放課後はユースカフェで輝こう(南児童館共催)	10月17日(金)	南児童館にて、放課後にユースカフェ運営キャストの準備等を通して、職業観・勤労観の涵養	1	1	47	
計			57	65	192	26

(2) 人につながるワークショップ事業

事業名	実施日	内容	回数	企画・運営 青少年	参加・活動 青少年	一般 参加者
発見！自分流コミュニケーション "こうあるべき"から抜け出そう！	7月1日(火)～ 12月2日(火) (原則第1火曜)	個々人にとって一番心地よいコミュニケーションの形を見つけてゆく行程を支援	6	6	43	
プロジェクトS	11月6日(木)～ 11月24日(木) 12月4日(木)～ 12月25日(木) 1月8日(木)～ 1月29日(木) 2月5日(木)～ 2月26日(木) 3月5日(木)～ 3月26日(木) 各月4回を1クール	居場所に不安定、就労に不安な若年者が、グループディスカッションを通じて、主体的に社会・人につながる活動を支援	5	0	128	2
じぶん探検教室	4月5日(土)～ 3月25日(土) (原則第1土曜)	自己理解を深め、自己肯定感を高めることによって、自信を持って他人と関わることを支援	13		68	
名古屋弁コミュニケーション合宿	9月20日(土)～ 21日(日)☆	青少年が名古屋文化と名古屋弁独特の表現などを学ぶ機会を通して、人・地域につながる知識とスキルの涵養	1		8	
若者のための大忘年会	12月21日(日)	青少年が交流する機会の場の提供	1		128	
気軽に話そう！ ぼくらのしゃべりば	1月31日(土) 2月22日(日) 3月29日(日)	青少年の自己肯定感や自己効力感を高め、彼らの仲間作りを促進	3	11	29	0
計			29	17	404	2

(3) 若年者自立支援事業（なごサボ等と連携した若者の就労支援）

事業名	実施日	内容	回数	企画・運営 青少年	参加・活動 青少年	一般 参加者
ユースメンテナンス隊	4月1日（火）～ 3月31日（火）	館内の清掃業務を通して、社会人としてのマナーをはじめ、業務遂行に必要な能力を養う場	12		372	
就職スタートダッシュ合宿	9月9日（火）～10日（水）☆ 12月6日（土）～7日（日）☆	メンバーと協力しながら互いの課題を発見、改善しながら就職活動の支援	2		15	6
職業人セミナー THEプロの流儀	4月29日（火） 6月3日（火） 8月5日（火） 10月25日（土） 12月27日（土） 2月28日（土）	様々な分野で働く社会人を招き、仕事の内容、苦勞、社会的意義などを学ぶ場の提供	6		67	
防災体験しよう！ 「避難所生活」	8月1日（金）～2日（土）☆ 10月18日（土）～19日（日）☆	被災者となったとき、青少年自身がどのように自分や周囲の安全安心を確保するか考え、実践の場の提供	2		19	
夏休み！「自由研究・コンプリートお泊まり会」	8月19日（火）～20日（水）☆	家庭を離れ、体験活動を通して、青少年の交流、自主性、協調性、社会性の向上促進	1		21	
U-20 おとな体験メッセ	8月25日（月）	職業興味診断や生活力診断後、様々なワークショップを体験する場の提供	1	10	90	
おしごと考えメッセ	3月23日（月）	青少年を対象に就業体験の機会を提供し、「仕事」を考え、安定就労に必要な支援情報を得る場の提供	1	13	126	42

事業名	実施日	内容	回数	企画・運営 青少年	参加・活動 青少年	一般 参加者
ホンキの就職	11月14日(金)～ 11月26日(水) 1月20日(火)～ 1月30日(金) 3月17日(火)～ 3月27日(金) 各月4回を1クール	就労に不安・困難をか かえる青少年に就活 のノウハウ等を提供	3		74	
オリジナルクリア キャンドルをつく ろう(分館共催)	12月20日(土)☆	宿泊センターにて、キ ャンドルづくりを通 して、親子の絆を深 め、健全な青少年の育 成を促進	1		18	7
計			29	23	802	55

2 地域・まちにつながる支援 【二層目】

(1) 青少年による支援者（サポーター）養成

事業名	実施日	内容	回数	企画・運営 青少年	参加・活動 青少年	一般 参加者
青少年育成サポーター養成講座	6月15日(日) 7月13日(日) 9月21日(日) 10月19日(日) 12月14日(日) 3月14日(日)	現在活動中のボランティアのスキルアップを図るとともに、新たなボランティア（青少年育成サポーター）の開拓	6	1	135	

(2) プラザ事業への参加・参画事業

事業名	実施日	内容	回数	企画・運営 青少年	参加・活動 青少年	一般 参加者
企画委員会	4月9日(水)～ 3月25日(水) 原則第2・4水曜	企画委員会役員選出、今年度の計画、会の進め方、事業の企画等の話し合いを通して、「ユースクエアまるはち夏まつり」「北区区民まつり」「まるごとフェスティバル」等、青少年の自主的な企画運営事業についての話し合い	24	338	17	
まるはち夏まつり	8月5日(火)	企画委員会と12団体が子ども向け体験ブースを設定・運営	1	58		318
NAGOYA 学生 EXPO	5月24日(土) 5月25日(日)	ブース出展により、青少年交流プラザのPR	2	16		450
柳原通商店街夏まつりへの参加事業	8月5日(火)	柳原通商店街にて、夏まつりへの参加	1	22		200

事業名	実施日	内容	回数	企画・運営 青少年	参加・活動 青少年	一般 参加者
柳原通商店街交通博参加協力事業	9月21日(日)	「ふれあい交通博2014」の柳原通商店街ブースで運営の協力	1		3	350
北区区民まつり「ドミノをやるまい！」	10月19日(日)	区民まつり会場の一つとして、「ドミノをやるまい！」の実施	1	16		50
北区区民まつり(きたきたフェスタ)出展	10月19日(日)	区民まつりにブース出展(キャンドル・バスケット作り)	1	13		100
若者のための大忘年会	12月21日(日)	企画委員が、青少年の交流の機会の企画運営を通して、企画力、実行力の向上を支援	1	41		
ボラマッチなごや	2月28日(土)	ブース出展により、青少年交流プラザのPR	1		2	30
メーテレ「ドデスカ！」出演	3月12日(木)	まるごとフェスティバルのPR	1	32		70
ユースクエアまるごとフェスティバル	3月14日(土) 3月15日(日)	企画委員が、青少年の交流の機会の企画運営を通して、企画力、実行力の向上を支援	2	121	103	350
計			36	657	125	1,918

(3) 地域活動への参加・参画事業

事業名	実施日	内容	回数	企画・運営 青少年	参加・活動 青少年	一般 参加者
地域活動への参加・参画事業	4月～3月	地域からの依頼を受けた青少年によるステージ発表、司会、子どもの体験活動等の実施	25	263		30,601

3 地域・まちに働きかける支援 【三層目】

(1) 課題発見・参画ワークショップ

事業名	実施日	内容	回数	企画・運営 青少年	参加・活動 青少年	一般 参加者
社会貢献する社長 になるワークショップ	10月12日(日) 10月19日(日) 10月26日(日) 11月3日(月・祝)	青少年に対して社会 で必要な仕事を考え、 具体的なビジネスプ ランの構築、発表	4	12	54	9
社会的起業家の研 究	7月13日(日) 9月7日(日)	地域の課題を発見・解 決しているモデル事 例を提示	2		31	
ファシリテーター 養成講座	9月19日(金) 10月3日(金) 10月17日(金) 10月31日(金) 12月7日(日)	コミュニケーション を円滑にし、合意形成 していくプロセス、課 題解決のための戦略 作りなど、社会でのス キル向上の支援	5	5	75	
愛知サマーセミナ ー講座実施	7月21日(月・祝)	子ども・若者にどのよ うな居場所が必要と されているか意見聴 取し、居心地の良い場 所についての提案	1		9	
課題発見・参画ワ ークショップ	1月10日(日) 1月24日(日) 2月28日(土) 3月14日(土)	課題を解決するの に必要な方法論や表現 方法を学び、自信を持 って行動できること を支援	4	27	36	40
計			16	44	205	49

(2) 自主活動推進事業

事業名	実施日	内 容	回数	企画・運営 青少年	参加・活動 青少年	一 般 参加者
夏の子キャンプ	7月5日(土)	愛知キャンプカウンセラー協会によるデイキャンプを実施	1	15	24	
みんなでJump	7月19日(土) ☆ 7月20日(日) ☆	愛知県ダブルダッチ協会によるダブルダッチ指導会を実施	2	80	58	
「ユースフェスティバル2015」	9月14日(日) ~ 3月15日(日)	参加青少年が自主的にテーマ、内容等を話し合い、成果発表	9	91	440	1319
高校生教室	10月4日(土) ~ 3月28日(土) ☆	講師役の高校生が、受講生役の高校生に講義をする「学びあいの場」を提供	11	69	34	
ダブルダッチチャレンジ	11月9日(日) ☆	愛知県ダブルダッチ協会によるダブルダッチ指導会を実施	1	55	29	
われら、わいわい体験隊	12月20日(土) 1月17日(土) 2月7日(土) 2月8日(日)	わいわいボランティアによる、ゲーム、料理等を通じた、体験、交流活動を実施	3	25	45	
楽しもうなわとび	1月24日(土)	愛知県ダブルダッチ協会によるダブルダッチ指導会を実施	1	30	38	
計			28	365	668	1,319

4 その他

各種団体・施設等との連携

事業名	実施日	内容	回数	企画・運営 青少年	参加・活動 青少年	一般 参加者
区政推進会議（例会）	4月17日（木）	北区の公所との情報交換	1			1
北区各種団体連絡協議会（例会）	5月8日（木）	北区の公所との情報交換	1			1
区政推進会議（幹事会）	5月15日（木）	北区の公所との情報交換	1			1
区政推進会議（例会）	6月19日（木）	北区の公所との情報交換	1			1
区政推進会議（幹事会）	7月17日（木）	北区の公所との情報交換	1			1
トワイライトスクール学生ボランティア説明会	8月27日（水）	トワイライトスクール学生ボランティア（約70名）にプラザ事業についての説明	1			1
区政推進会議（幹事会）	9月18日（木）	北区の公所との情報交換	1			1
区政推進会議（例会）	10月27日（月）	北区の公所との情報交換	1			1
区政推進会議（幹事会）	11月20日（木）	北区の公所との情報交換	1			1
区政推進会議（例会）	12月18日（木）	北区の公所との情報交換	1			1
区政推進会議（幹事会）	1月15日（木）	北区の公所との情報交換	1			1
区政推進会議（例会）	2月19日（木）	北区の公所との情報交換	1			1
区政推進会議（幹事会）	3月19日（木）	北区の公所との情報交換	1			1
放課後はユースカフェで輝こう（西児童館ナイト祭り参加）	8月7日（木）	放課後にユースカフェ運営キャストの準備等を通して、職業観・勤労観の涵養	1	1	40	

事業名	実施日	内容	回数	企画・運営 青少年	参加・活動 青少年	一般 参加者
放課後はユースカフェで輝こう（南児童館共催）	10月17日（金）	放課後にユースカフェ運営キャストの準備等を通して、職業観・勤労観の涵養	1	1	47	
計			15	2	87	13

- ・施設・事業案内パンフレットの発行 12,000部
（市立高校、大学・専門学校、各公所に配架・配布依頼）
- ・NAGOYA 学生 EXPO 出展
- ・事業チラシ配付 （1）公所…3,000枚
（2）小学校 北区（14校）・緑区（12校）…約3,000枚
- ・事業チラシ配付 （1）公所…3,000枚
（2）小学校 緑区（12校）…約3,000枚
- ・事業チラシ配付 （1）公所…1,000枚
（2）小学校 名東区（8校）…約4,600枚
- ・施設・事業案内パンフレットの発行 12,000部
（市立高校、大学・専門学校、各公所に配架・配布依頼）
- ・フェイスブックによる情報発信
- ・ホームページのリニューアル

VI 平成26年度利用状況

1 青少年交流プラザ（本館）

(1) 開所日数 314日

(2) 部屋利用状況

区分	件数	割合	人数	割合	利用率
青少年	8,299	82.8%	68,747	84.2%	68.2%
一般	1,129	11.3%	7,339	9.0%	
主催事業等	597	6.0%	5,514	6.8%	
合計	10,025	100.0%	81,600	100.0%	

(3) オープンスペース利用状況

区分	件数	割合	人数	割合	利用率
利用者	—	—	49,502	—	—

(4) 時間帯別利用状況

区分	件数	割合	人数	割合	利用率
午前	1,954	19.6%	15,717	19.3%	58.2%
午後	2,647	26.5%	21,671	26.6%	66.8%
夕方	2,640	26.4%	22,195	27.3%	66.6%
夜間	2,750	27.5%	21,830	26.8%	82.0%
合計	9,991	100.0%	81,413	100.0%	68.2%

(5) 曜日別利用状況

区分	件数	割合	人数	割合	利用率
平日	5,574	55.8%	38,960	47.9%	60.5%
土曜日	1,902	19.0%	17,398	21.4%	82.6%
日曜日	2,008	20.1%	21,234	26.1%	82.0%
祝日	507	5.1%	3,821	4.7%	75.4%
合計	9,991	100.0%	81,413	100.0%	68.2%

(6) 部屋別利用状況

区分	件数	割合	人数	割合	利用率
活動室1・3	3,661	36.6%	23,314	28.6%	75.0%
活動室2・4	1,664	16.7%	12,148	14.9%	68.2%
ミーティングルーム1・2	1,388	13.9%	10,476	12.9%	56.9%
プレイルーム	916	9.2%	26,431	32.5%	75.1%
音楽スタジオ1・2	2,362	23.6%	9,044	11.1%	64.5%
合計	9,991	100.0%	81,413	100.0%	68.2%

(7) 青少年団体登録状況

(単位：団体)

種類	青年団体	少年団体	青少年団体	合計	
音楽	バンド	71	2	5	78
	吹奏楽	13		4	17
	合唱	11		1	12
	管弦楽	2	1	1	4
	太鼓	17	1	7	25
	ギター	1			1
	その他	9	1	2	12
ダンス	86	4	21	111	
演劇	106			106	
国際交流	1		8	9	
手話	1		2	3	
話し方	3			3	
キャンプカウンセラー	2			2	
ヨガ	2			2	
福祉	1		2	3	
その他	22	3	6	31	
合計	348	12	59	419	

(8) 青少年育成サポーター登録状況

	人数
登録人数	190

(9) 月別利用状況

① 部屋利用

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
開所日数	日 26	27	25	29	30	25	27	26	24	24	24	27	314	
青少年	件	662	681	672	715	792	670	680	720	656	605	729	717	8,299
	人	4,999	5,204	5,873	5,168	6,216	6,208	5,421	5,673	4,928	5,191	7,470	6,396	68,747
一般	件	103	91	109	111	94	106	82	100	66	87	96	84	1,129
	人	656	637	746	661	620	625	496	684	450	519	629	616	7,339
主催事業等	件	26	51	35	38	23	52	64	43	64	111	45	45	597
	人	171	784	296	307	134	359	537	380	579	1,181	429	357	5,514
合計	件	791	823	816	864	909	828	826	863	786	803	870	846	10,025
	人	5,826	6,625	6,915	6,136	6,970	7,192	6,454	6,737	5,957	6,891	8,528	7,369	81,600
利用率	%	63.4%	63.5%	68.0%	65.1%	71.7%	69.0%	63.7%	69.2%	68.2%	69.7%	75.5%	73.4%	68.2%

② オープンスペース利用

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
利用者	人	4,277	4,366	4,348	4,353	4,364	3,344	4,329	4,635	3,709	3,441	4,721	3,615	49,502

2 青少年宿泊センター（分館）

(1) 宿泊使用

① 利用率等

開館日数(日)	宿泊日数(日)	宿泊室数(室)	宿泊率(%)	利用率(%)
313	201	1,721	64.2%	36.7%

* 宿泊率=宿泊日数/開館日数 (%)

* 利用率=宿泊室数/開館日数×15室 (%)

② 宿泊団体数

1泊	2泊	3泊	4泊以上	合計	延べ数(件数)
306	77	12	3	398	505

③ 世代別宿泊人数

区分		宿泊人数		比率(%)
青少年	就学前	619	9,661	83.3%
	小学生	2,749		
	中学生	1,178		
	高校生	1,278		
	～29歳	3,837		
一般		1,931		16.7%
合計		11,592		100%

(2) 宿泊団体種別状況

区分	件数	宿泊人数
保育園等	17	656
少年団体	140	3,797
青年団体	109	2,140
中学・高校等	96	2,182
短大・大学等	55	1,617
一般・事業所	44	724
家族・その他	44	476
合計	505	11,592

(3) 宿泊団体目的別状況

区分	件数	宿泊人数
スポーツ	126	3,312
音楽・合唱	60	1,119
演劇・ダンス	44	1,255
学習・研修	149	3,303
保育・子育て	15	573
学童・子ども会等	28	615
親睦・その他	83	1,415
合計	505	11,592

(4) 研修室使用

区 分		件数	利用人数	比率(%)	
宿泊使用	青少年団体	1,870	51,318	65.0%	69.0%
	一般団体	204	3,150	4.0%	
	小計	2,074	54,468		
日帰り使用	青少年団体	921	11,517	14.6%	31.0%
	一般団体	1,084	12,911	16.4%	
	小計	2,005	24,428		
合 計	青少年団体	2,791	62,835	79.6%	100%
	一般団体	1,288	16,061	20.4%	
	合計	4,079	78,896		

(5) 研修室別利用内容

区 分	件数	利用人数			利用率(%)
		青少年団体	一般団体	合計	
教室1	309	3,916	1,604	5,520	32.9%
教室2	364	3,235	653	3,888	38.8%
教室3	269	2,685	671	3,356	28.6%
教室4	387	5,177	914	6,091	41.2%
プレイルーム	493	13,226	2,962	16,188	52.5%
活動室1	556	6,322	3,009	9,331	59.2%
活動室2	325	5,553	930	6,483	34.6%
音楽室1	279	1,555	432	1,987	29.7%
音楽室2	200	1,635	668	2,303	21.3%
体育室	777	17,037	3,766	20,803	82.7%
和室	7	51	186	237	
野外炊飯施設	113	2,443	266	2,709	
合計	4,079	62,835	16,061	78,896	42.2%

*利用率=件数/開所日数×3(午前・午後・夜間) (%) …和室・野外施設利用を除く

(6) 研修室利用時間区分別

区 分	午前		午後		夜間		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
青少年団体	840	20,181	1,005	22,938	946	19,716	2,791	62,835
一般団体	460	6,689	488	5,549	340	3,823	1,288	16,061
合計	1,300	26,870	1,493	28,487	1,286	23,539	4,079	78,896

○名古屋市青少年交流プラザ条例

平成18年12月27日

条例第80号

改正 平成20年条例第42号

平成21年条例第66号

平成25年条例第25号

(設置)

第1条 社会性及び主体性に富み、人間性豊かで活力あふれる青少年の育成を図るため、次のように青少年交流プラザを設置する。

名称 名古屋市青少年交流プラザ

位置 名古屋市北区柳原三丁目6番8号

2 名古屋市青少年交流プラザに、次のように分館を置く。

名称 名古屋市青少年宿泊センター

位置 名古屋市緑区大高町字蝮池4番地の6

(事業)

第2条 名古屋市青少年交流プラザ（以下「プラザ」という。）は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 青少年の社会参加体験活動その他の体験活動の促進

(2) 青少年の社会参加活動の促進のための青少年ボランティアの養成及びそのボランティア活動の支援

(3) 青少年相互の交流及び青少年と他の世代との交流の促進

(4) 青少年の自立支援に関する事業

(5) 青少年に関する情報の収集及び提供並びに相談

(6) 青少年に関する各種の団体、施設等との連携

(7) 青少年に関する調査研究

(8) プラザの施設の供用

(9) その他市長が必要と認める事業

(使用の許可)

第3条 プラザの別表第1に掲げる施設（以下「プラザの施設」という。）を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあるとき。

(2) 管理上の支障があるとき。

3 市長は、第1項の許可に際して、プラザの管理上必要な条件を付けることができる。

(使用料)

第4条 プラザの施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第1に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 使用者は、使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

3 プラザの駐車場を使用しようとする者は、別表第2に定める額の使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第5条 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第6条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用の許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 許可された使用目的に違反したとき。
- (3) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (4) 公の秩序又は善良な風俗をみだしたとき、又はみだすおそれがあるとき。
- (5) 工事その他のプラザの管理上やむを得ない事由が生じたとき。

(特別の設備の設置)

第8条 使用者は、プラザの施設の使用に当たって特別の設備を設け、又は原状の変更をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第9条 特別の設備を設け、若しくは原状の変更をした使用者が使用を終わったとき、又は使用の停止若しくは使用の許可の取消しがなされたときは、直ちに特別の設備を撤去し、かつ、プラザの施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償等)

第10条 建物、設備その他器具を損傷し、又は滅失させた者は、市長の指示に従い、これらを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者)

第11条 プラザの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせる。

(指定管理者の指定の手続)

第12条 市長は、プラザの指定管理者の指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、選定

に参加する者に必要な資格、管理の基準その他の選定について必要な事項を明示し、公募するものとする。

2 プラザの指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、事業計画書その他必要な書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、次に定める基準に従い、指定管理者を選定するものとする。

(1) 市民の平等利用が確保されること。

(2) 事業計画書の内容が、プラザの設置目的を最も効果的に達成するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 指定管理者の指定を受けようとする者が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。

4 市長は、指定管理者を指定したとき及びその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第13条 指定管理者は、プラザの開館時間及び休館日の定めに従い、当該施設を適正に市民の利用に供しなければならない。

2 前項のプラザの開館時間及び休館日は、規則で定める。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、市長との協議により、開館時間以外の時間及び休館日に開館することができる。

4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）の定めるところにより、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第14条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第2条に規定する事業（分館の指定管理者にあつては、同条第8号に規定するものに限る。）の実施に関すること。

(2) プラザの施設の使用の許可に関すること。

(3) プラザの施設の使用料の徴収に関すること。

(4) プラザの維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること。

(5) その他市長が定める業務

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成19年規則第84号で平成19年7月7日から施行。ただし、附則第2項の規定の施行期日は、平成19年6月1日から施行)

2 この条例の規定に基づく許可の申請その他プラザの施設を使用するために必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成20年条例第42号）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の名古屋市青少年交流プラザ条例（以下「新条例」という。）第12条の規定による指定管理者の指定の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

（名古屋市青年の家条例の廃止）

3 名古屋市青年の家条例（昭和45年名古屋市条例第32号）は、廃止する。

（名古屋市青年の家条例の廃止に伴う経過措置）

4 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の名古屋市青年の家条例第3条第1項の規定により青年の家の施設の使用の許可を受けている者又は青年の家の施設の使用の許可を申請し、受理されている者は、新条例第3条第1項の規定によるプラザの施設の使用の許可を受けた者又はプラザの施設の使用の許可を申請し、受理された者とみなす。

5 この条例の施行の際現に前項の規定により許可を受けた者及び受理された者とみなされた者の使用料の額については、新条例別表第1の規定を適用する。

6 この条例の施行の日の前日において名古屋市青年の家運営審議会の委員である者の任期は、附則第3項の規定による廃止前の名古屋市青年の家条例第13条第4項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則（平成21年条例第66号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第25号）

1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第4条及び別表第2の改正規定は平成25年7月1日から施行する。

2 この条例による改正後の名古屋市青少年交流プラザ条例第12条の規定による名古屋市青少年交流プラザ（分館を除く。）の指定管理者の指定の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

別表第1

1 プラザ（分館を除く。）の施設の使用

使用区分	使用料の額
------	-------

		3時間	6時間	9時間	1日	
プレイルーム		2,300円 (4,600円)	4,600円 (9,200円)	6,900円 (13,800円)	9,200円 (18,400円)	
活動 室A	区画しない場 合	1,500円 (3,000円)	3,000円 (6,000円)	4,500円 (9,000円)	6,000円 (12,000円)	
	区画 する 場合	第1室	750円 (1,500円)	1,500円 (3,000円)	2,250円 (4,500円)	3,000円 (6,000円)
		第2室	750円 (1,500円)	1,500円 (3,000円)	2,250円 (4,500円)	3,000円 (6,000円)
活動室B		900円 (1,800円)	1,800円 (3,600円)	2,700円 (5,400円)	3,600円 (7,200円)	
ミーティングルー ム		400円 (800円)	800円 (1,600円)	1,200円 (2,400円)	1,600円 (3,200円)	
音楽スタジオ		2時間 300円 (700円)				
備考						
1 使用時間の区分は、次のとおりとする。						
(1) 3時間						
ア 9時30分から12時30分まで						
イ 12時30分から15時30分まで						
ウ 15時30分から18時30分まで						
エ 18時30分から21時30分まで						
(2) 6時間						
ア 9時30分から15時30分まで						
イ 12時30分から18時30分まで						
ウ 15時30分から21時30分まで						
(3) 9時間						
ア 9時30分から18時30分まで						
イ 12時30分から21時30分まで						
(4) 1日 9時30分から21時30分まで						
2 ()内の額は、第1条のプラザの設置の目的のため以外に使用する場合に適用する。						
3 附属設備の使用料の額は、附属設備の種類又は品目ごとに規則で定める額とする。						

2 分館の施設（宿泊室を除く。）の日帰り使用

使用区分	使用料の額
------	-------

		午前	午後	午前 午後	夜間	午後 夜間	1日
体育 室	スポーツ又は レクリエーシ ョンに使用す る場合	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
	その他の場合	5,800円	5,800円	11,600円	7,800円	13,600円	19,400円
プレイルーム		5,200円 (2,700円)	5,200円 (2,700円)	10,400円 (5,400円)	7,000円 (3,600円)	12,200円 (6,300円)	17,400円 (9,000 円)
第1活動室		1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円
第2活動室		1,800円	1,800円	3,600円	2,400円	4,200円	6,000円
音楽 室	第1音楽室	900円	900円	1,800円	1,300円	2,200円	3,100円
	第2音楽室	1,500円	1,500円	3,000円	1,900円	3,400円	4,900円
和室	第1和室	600円	600円	1,200円	700円	1,300円	1,900円
	第2和室 (1室につき)						
	第3和室	1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円
	第4和室 (1室につき)						
	第5和室	600円	600円	1,200円	700円	1,300円	1,900円
	第6和室						
	第7和室						
	第8和室 (1室につき)						
	第9和室	1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円
	第10和室						
	第11和室						
	第12和室 (1室につき)						
教室	第1教室	1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円
	第2教室	600円	600円	1,200円	700円	1,300円	1,900円
	第3教室						

	(1室につき)						
第4教室		1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円

備考

- 1 使用時間の区分は、次のとおりとする。
 - (1) 午前 午前9時から午後0時30分まで
 - (2) 午後 午後1時から午後4時30分まで
 - (3) 午前午後 午前9時から午後4時30分まで
 - (4) 夜間 午後5時から午後9時まで
 - (5) 午後夜間 午後1時から午後9時まで
 - (6) 1日 午前9時から午後9時まで
- 2 () 内の額は、附属の音響装置及び映像装置を使用しない場合に適用する。
- 3 附属設備の使用料の額は、附属設備の品目ごとに市長が定める額とする。

3 分館の施設の宿泊使用

使用区分	使用者の区分	単位	使用料の額
宿泊室及びその他の施設（市長が必要と認めるものに限る。）	15歳以上30歳未満の者（中学校又はこれに準ずる学校に在学する者を除く。）	1人1泊	600円
	30歳以上の者	1人1泊	1,900円

備考

- 1 小学校就学の始期に達するまでの者及び中学校若しくは小学校又はこれらに準ずる学校に在学する者は、無料とする。
- 2 分館の施設の宿泊使用における宿泊室の使用は、午後4時30分から翌日の午前9時までとする。

別表第2

使用区分	使用料の額	
	1日1回	回数券
駐車場（1台につき）	300円	11回分 3,000円
		25回分 5,000円

備考 駐車時間が30分以内のときは、無料とする。

○名古屋市青少年交流プラザ条例施行細則

平成19年4月25日

規則第85号

改正 平成20年規則第112号

平成21年規則第4号

平成21年規則第72号

平成22年規則第37号

平成24年規則第74号

平成24年規則第95号

平成25年規則第69号

(趣旨)

第1条 この規則は、名古屋市青少年交流プラザ条例（平成18年名古屋市条例第80号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び休館日)

第2条 名古屋市青少年交流プラザ（以下「プラザ」という。）の開館時間及び休館日は、別表第1のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に、開館時間を変更し、又は休館日に開館し、若しくは休館日以外の日に休館することができる。

2 市長は、条例第13条第3項の規定により、指定管理者に、別表第1に定める開館時間以外の時間及び同表に定める休館日に開館させようとする場合は、その旨を告示するものとする。

(分館の施設の宿泊使用)

第2条の2 名古屋市青少年宿泊センター（以下「分館」という。）の施設を宿泊使用することができる者は、5人以上の団体とする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

2 分館の施設を宿泊使用する者は、午前9時から午後9時までに入退館しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、午後9時以後に入館し、又は午前9時以前に退館することができる。

3 別表第1分館の項休館日の欄の規定にかかわらず、市長は、同欄第1号及び第2号に規定する休館日並びに12月29日の午前9時まで宿泊使用させることができる。

(使用許可申請の手続)

第3条 条例第3条第1項の規定によりプラザの施設の使用の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した使用申込書を指定管理者に提出しなければならない。

- (1) 使用目的
- (2) 使用区分
- (3) 使用期日及び時間
- (4) 集会又は入場予定人員

- (5) 特別の設備等の要否
- (6) 使用責任者の住所及び氏名
- (7) その他必要な事項

2 前項の申請は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる申請期間において、又は申請日から行うことができる。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

区分		申請期間又は申請日
プレイルーム (分館を除く。)	1 青少年の団体が自らの活動の成果の発表のため に使用する場合	使用しようとする日（引き続き2日以上 使用しようとするときは、その最初 の日。以下この表において同じ。）の 属する月の前8月の初日以後
	2 この項第1号に掲げる場合以外に青少年の団 体が使用する場合	使用しようとする日の属する月の前2 月の初日以後
	3 その他の場合	使用しようとする日の属する月の前1 月の初日以後
分館の施設（宿 泊室及びその他 の施設（市長が 必要と認めるも のに限る。）（以 下「宿泊室等」 という。）に限 る。）	1 市又は市の機関が主催し、又は他の団体と共 催する行事であって、条例第1条第1項のプラザ の設置の目的のために使用する場合	使用しようとする日の属する月の前 12月の初日から使用しようとする日 の1週間前まで
	2 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に 規定する学校、同法第124条に規定する専修学 校若しくは同法第134条第1項に規定する各種 学校（以下「学校」という。）又は児童福祉法 （昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定す る児童福祉施設が使用する場合	
	3 青少年の団体が使用する場合	使用しようとする日の属する月の前3 月の初日から使用しようとする日の1 週間前まで
4 その他の場合	使用しようとする日の属する月の前2 月の初日から使用しようとする日の1 週間前まで	
その他の施設	1 青少年の団体が使用する場合（分館の施設を 使用する場合を除く。）	使用しようとする日の属する月の前2 月の初日以後
	2 その他の場合	使用しようとする日の属する月の前1 月の初日以後

(使用期間)

第4条 プラザの施設の使用期間(同一人が同一施設を使用する場合に限る。)は、プレイルーム(分館を除く。)については引き続き7日以内、宿泊室等については引き続き4日以内、その他の施設については引き続き3日以内とする。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

(使用の許可)

第5条 条例第3条第1項の規定によるプラザの施設の使用の許可は、使用許可書を申請者に交付することによって行う。

(附属設備の名称及び使用料の額)

第6条 プラザの附属設備の名称及び使用料の額は、別表第2のとおりとする。

(駐車場の使用)

第7条 駐車場を使用する者(駐車時間が30分以内である者を除く。)は、駐車場の使用を終わった際に使用料を納付しなければならない。ただし、回数券による場合にあっては、その交付を受ける際に使用料を納付するものとする。

2 駐車場の使用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、使用時間を変更することができる。

(1) プラザ(分館を除く。) 午前8時45分から午後9時35分まで

(2) 分館 午前8時30分から午後9時15分まで

3 回数券の様式は、市長が定める。

(使用料の減免)

第8条 条例第5条の規定により使用料を減免することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市又は市の機関が主催又は共催する行事に使用するとき。使用料の全額(宿泊使用の場合にあっては、使用料の5割相当額(100円未満の端数は、切り捨てる。))

(2) 第4号に掲げる手帳の交付を受けている者及びこれに同行する付添人(当該手帳の交付を受けている者1人につき2人以内に限る。)が宿泊使用するとき。使用料の全額

(3) 青少年のうち18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者の引率者が宿泊使用するとき。使用料の8割相当額(100円未満の端数は、切り捨てる。)

(4) 次に掲げる手帳の交付を受けている者が乗車している自動車(普通自動車に限る。)を駐車場に駐車させる場合であって、当該手帳を係員に提示したとき。駐車場の使用料の全額

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳

イ 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条に規定する戦傷病者手帳

ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第2条に規定する被爆者健康手帳

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳

オ 市長の発行する愛護手帳（これに類するものを含む。）

(5) その他市長が特別の事由があると認めたとき。 その都度市長が定める額

2 前項各号の規定（第4号を除く。）による使用料の減免は、申請に基づいて行うものとする。

（使用料の還付）

第9条 条例第6条ただし書の規定により既納の使用料の全部又は一部を還付する場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 使用者の責めに帰することのできない事由によってプラザの施設を使用することができな

き。

(2) 使用者が許可を受けた使用の日（2日以上連続して使用する場合は、その初日をいう。以下「使用日」という。）の前日までに使用の許可の取消しを申し出て、市長が相当の事由があると認めたとき。

2 前項に規定する使用料の還付の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 前項第1号に当たるとき。 使用料の全額

(2) 前項第2号に当たるとき。 使用料の5割相当額（使用日の前7日までに使用の許可の取消しの申出があったときは、全額）

3 使用料の還付を受けようとする者は、使用許可書及び使用料の領収書の写しを添えて、市長に申請しなければならない。

（特別の設備の設置等の承認）

第10条 条例第8条の規定による承認の申請は、使用の許可の申請の際に併せて行うものとする。

（行為の禁止等）

第11条 プラザにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 火気を使用し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をすること。

(2) 他人に迷惑を及ぼす行為をすること。

(3) 承認を受けないで寄付金品の募集、サービス若しくは物品の販売又は飲食物の販売若しくは提供を行うこと。

(4) 承認を受けないで広告類を掲出し、又は頒布すること。

(5) 建物その他の工作物を汚損し、又はき損するおそれのある行為をすること。

(6) その他プラザの管理上支障があると認められる行為をすること。

2 使用者は前項に定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 使用者が行う行事に参加する者（以下「参加者」という。）の安全確保の措置を講ずること。

(2) 参加者に前項各号に掲げる行為をさせないこと。

（立入り）

第12条 市長は、プラザの管理のため必要があるときは、使用の許可をした場所に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

2 使用者は、正当な理由がない限り、前項の規定による立ち入りを拒み、又は妨げてはならない。

(退館)

第13条 市長は、この規則に違反し、又は係員若しくは指定管理者若しくはその管理するプラザの管理の業務に従事している者の指示に従わない者に対し、退館を命ずることができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第14条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(指定管理者の公募)

第15条 条例第12条第1項に規定する選定について必要な事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設の概要
- (2) 指定管理者に行わせる管理の業務（以下「管理業務」という。）の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間
- (4) 選定に参加する者に必要な資格
- (5) 管理の基準
- (6) 管理業務に従事する者に必要な知識及び技能並びに人数の基準
- (7) 管理業務に従事する者の配置の基準
- (8) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲
- (9) その他市長が必要と認める事項

2 条例第12条第1項の規定による公募は、告示、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第16条 条例第12条第2項の規定によるプラザの指定管理者の指定の申請は、名古屋市青少年交流プラザ指定管理者指定申請書（別記様式）によって行わなければならない。

2 条例第12条第2項に規定する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務を行うに当たっての基本的な考え方とその方法
- (2) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
- (3) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容
- (4) 管理業務に要する費用の見込額
- (5) その他市長が必要と認める事項

3 プラザの指定管理者の指定の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (2) 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかるもの

(3) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者の選定)

第17条 市長は、指定管理者の選定をしようとするときは、名古屋市青少年交流プラザ指定管理者選定委員会を開催するものとする。

(指定等の告示)

第18条 条例第12条第4項の規定による指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 指定管理者の名称及び所在地

(2) 指定管理者の指定の期間

2 条例第12条第4項の規定による指定の取消しの告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 指定管理者の名称及び所在地

(2) 指定管理者の指定を取り消した日

(協定の締結)

第19条 市長は、指定管理者の指定をするに当たっては、当該指定管理者の指定をしようとする者と、プラザの管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 管理業務の具体的内容

(2) プラザの管理費用として、本市が支払う金額

(3) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容

(4) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容

(5) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲

(6) プラザの使用者の苦情解決の措置の概要

(7) 緊急時等における対応方法

(8) その他市長が必要と認める事項

(事業報告書の提出)

第20条 指定管理者は、毎年度5月31日までに、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第7項に規定する事業報告書を、市長に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況

(2) プラザの使用状況

(3) プラザの管理経費等の収支状況

(4) 前各号に定めるもののほか、指定管理者による管理の状況を把握するため市長が必要と認める事項

(名古屋市青少年交流プラザ指定管理者選定委員会)

第21条 プラザの管理を指定管理者に行わせるに当たって、指定管理者の選定に公平性及び透明性を確

保するため、名古屋市青少年交流プラザ指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第22条 選定委員会は、事業計画書の内容の審査に関することその他市長が必要と認める事項について調査審議する。

（組織）

第23条 選定委員会は、第25条に規定する指定管理者選定委員をもって組織する。ただし、市長が特に必要と認める場合は、本市の職員のうちから任命した者1人を選定委員会の委員として加えることができる。

2 選定委員会に会長及び副会長を置く。

3 会長は指定管理者選定委員及び委員の互選によって定め、副会長は会長がこれらの委員のうちから指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第24条 会長は、必要の都度、選定委員会の会議を招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に参加させることができる。

（指定管理者選定委員）

第25条 法第174条第1項の規定により、指定管理者の選定について、市長に必要な助言をする指定管理者選定委員（以下「選定委員」という。）若干人を置く。

2 選定委員は、青少年の育成、民間経営又は公の施設の管理について識見のある者のうちから市長が選任する。

（選定委員会の庶務）

第26条 選定委員会の庶務は、子ども青少年局青少年家庭部青少年家庭課において行う。

（委任）

第27条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この規則は、平成19年7月7日から施行する。ただし、次項の規定は、平成19年6月1日から施行する。

2 許可の申請その他プラザの施設を使用するために必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則（平成20年規則第112号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、第3条、第4条、第7条第1項、第8条及び第13条の改正規定、別表を別表第2とし附則の次に1表を加える改正規定、別表第2の表の前に次のように加える改正規定並びに別表第2に1表を加える改正規

定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第4号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第37号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第74号）抄

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第69号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7条の改正規定は平成25年7月1日から、第3条の改正規定、第26条から第28条までを削る改正規定、第29条の改正規定及び同条を第26条とする改正規定並びに第30条を第27条とする改正規定は平成26年4月1日から施行する。

別表第1

名称	開館時間	休館日
プラザ（分館を除く。）	午前9時から午後9時30分まで	1 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その直後の祝日法による休日でない日 2 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
分館	午前9時から午後9時まで	1 月曜日（祝日法による休日並びに名古屋市立の小学校の学年始、夏季、冬季及び学年末における休業日（以下「小学校の休業日」という。）を除く。）。 2 祝日法による休日の翌日（日曜日、土曜日及び祝日法による休日並びに小学校の休業日を除く。）。 3 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

別表第2

1 プラザ（分館を除く。）の附属設備

品目	単位	使用料の額	備考
舞台・照明・音響装置	1式	3時間 1,000円	使用はプレイルームに限る。
音響装置	1式	2時間 500円	使用は音楽スタジオに限る。

2 分館の附属設備

品目	単位	使用料の額					
		午前	午後	午前 午後	夜間	午後 夜間	1日
グランドピアノ	1台	1,200円	1,200円	2,400円	1,200円	2,400円	3,600円
たて型ピアノ	1台	500円	500円	1,000円	500円	1,000円	1,500円
16ミリ映写機	1台	1,000円	1,000円	2,000円	1,000円	2,000円	3,000円

備考

1 使用時間の区分は、次のとおりとする。

- (1) 午前 午前9時から午後0時30分まで
- (2) 午後 午後1時から午後4時30分まで
- (3) 午前午後 午前9時から午後4時30分まで
- (4) 夜間 午後5時から午後9時まで
- (5) 午後夜間 午後1時から午後9時まで
- (6) 1日 午前9時から午後9時まで

2 ピアノの調律及び16ミリ映写機の操作は、使用者の負担とする。

別記様式

名古屋市青少年交流プラザ指定管理者指定申請書

年 月 日

(宛先)名古屋市長

所在地
申請者 名称
代表者氏名



次のとおり指定管理者の指定を受けたいので申請します。

申請者	フリガナ 名称				
	所在地	電話番号			
	代表者	フリガナ 氏名		職名	
		住所	電話番号		
種別	<input type="checkbox"/> 法人(種類) <input type="checkbox"/> 法人以外の団体				
管理を行おうとする施設	<input type="checkbox"/> プラザ(分館を除く。) <input type="checkbox"/> 分館				
併せて提出する書類	1 事業計画書 2 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類) 3 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況のわかるもの 4 その他()				
備考					

注 該当する□の中にレ印をつけてください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。